(目 的)

第1条 この事業は、地域の福祉課題を地域住民の自主的な参加による地区社会福祉協議会 (以下「地区社協」という。)が、住民参画によって対処するために行う事業に、社 会福祉法人 三次市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が事業費の助成をする ことにより、地域福祉の充実、地域福祉推進体制の強化などを促進し、もって住民 自らが暮らしを創る自立の支援を行い、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象地区社協)

第2条 この事業は、三次市内の地区社協が別紙に掲げる事業を行った場合に助成金の交付 対象となるものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとするものは、地区社協活動助成金交付申請書(様式第1号-①)、事業実施計画書(様式第1号-②)、収支予算書(様式第1号-③)を本会に提出し、申請を行うものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、審査、交付決定を行い、申請者 に地区社協活動助成金候決定通知書(様式第2号)により通知する。

(交付請求)

第6条 助成金交付決定を受けた地区社協は地区社協活動助成金交付請求書(様式第3号)を 本会に提出する。

(実績報告)

第7条 助成の交付を受けた地区社協は、当該年度の事業完了後速やかに活動終了報告書(様式第4号-①)に事業実施報告書(様式第4号-②)及び収支決算書(様式第4号-③)を添えて本会に提出する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に会長が定める。

地区社協活動助成対象事業

- (1) 住民参加による小地域福祉活動の推進
- (2) 住民参加による福祉サービスの提供
- (3) 身近な地域の総合相談・ニーズキャッチ体制の整備
- (4) 緊急時・災害時の支援体制の整備
- (5) ボランティア活動の推進
- (6) 地域の生活課題の把握・解決策検討の場の提供、福祉学習・啓発活動の推進
- (7) 多様な媒体を通じた情報提供

附則

- この要綱は、交付の日から施行し、2004 (平成16) 年4月1日から適用する。
- この要綱は、2012 (平成24) 年4月1日から適用する。
- この要綱は、2024 (令和6) 年4月1日から施行する。